

# 町村会議事録と「明治のむら」

長野 浩典

五六

## はじめに

現在、「平成の大合併」が進行し、新しい市が続々と誕生している。いっぽう、新市の誕生の陰で、公文書が失われる事も懸念されている。過去の合併においても、実際に公文書群が散逸するという事態を、私たちはすでに経験している。

ひとくちに公文書といっても、さまざまなものがある。これまでいくつかの自治体史編纂にかかわった経験から、本稿では特に町村会議事録に的を絞ってその有用性について述べてみたい。実は明治以来の町村会議事録は、大分県でもすでにかなり失われている。いや、まとまった議事録を手にする機会に巡り会うことは、かなりの幸運と言わねばならない状況である。これからの町村合併で公文書群をどのように保存していけばよいのか。そしてその前に、公文書の有用性を指摘する作業も必要であろう。

## 一、町村会と「議事録」

「議事録」は言うまでもなく、町村会の会議録である。その重要性に言及する前に、明治期の町村会について少し触れておきたい。

町村の議員は「公民」の中から選出され、選挙権も「公民」に与えられていた。「公民」とは、その町村に二年以上在住し

一其町村ノ負担ヲ分担シ及其町村内ニ於テ地租ヲ納メ若クハ直接国税三円以上ヲ納ムルモノ」と規定されていた。要するに土地所有者であり、彼らだけに選挙権があったのである。議員の給与は年額わずか数円ほどであったから、名誉職と言って良い。町村会の権限には、町村が行う事務に関する議決権のほか、選挙執行権・行政監査権・意見提出権などがあった。町村会の議事の多くは、予算の審議と執行に関する事項で占められた。また、歳入のほとんどを占める村税の等級の決定と徴収に関わる案件なども審議した。さらに町村長や助役、ほかの役場吏員を選出するのも村会の権限であった。ちなみに町村長は三〇歳以上の公民から、町村会議員による選挙によって選出され、就任には知事の許可を必要とした。従って、「議事録」の記載内容のほとんどはこれら予算審議と徴税、村長選挙などに関するものである。

議事録には、その年度の予算案とその審議の過程、そして確定した歳入予算と歳出予算の表が記載されている。これらのデータを整理・分析することによって、その町村の財政状況がみえてくる。そして、財政や租税の面から「明治のむら」のあり様が浮かび上がってくる。

## 二、町村会議事録からみえるもの―熊本県阿蘇郡長陽村（現南阿蘇村）を事例として―

私に関わった数少ない町村史編纂事業において、明治以来の議事録が揃っていた例として熊本県阿蘇郡長陽村がある。長陽村は、肥後藩の布田手永（手永は数ヶ村で構成される肥後藩の行政単位）のうち、長野村・喜多村・川後田村・下田村・東下田村の五ヶ村が基盤になっている。一八七六年（明治九）には、喜多村・川後田村・下田村・東下田村が合併し、河陽村が成立した（長野村は単独）。さらに一八八八年（明治二十一）の「市制・町村制」の施行にともない、翌年四月、長野村・河陽村・下野村（一八七九年に河陽村から分村していた）の三村が合併して長陽村が成立した。戦後、昭和の大合併の時には、当時菊池郡瀬田村の一部であった立野地区を編入（一九五六年）しただけで、大きな合併は行われなかった。長陽村には、一八九四年（明治二七）以降の村会議事録がすべて残されているが、それは「町村制」以降、町村合併が行われなかった「幸運」

による。<sup>1)</sup>

長陽村は、明治後期の人口は約三〇〇〇人。<sup>2)</sup>うち約七割が農業に従事。阿蘇山の南麓にあって、水に乏しく水田より畑地の多い「小さな農村」であった。

明治二七年度の村の歳入予算を見てみよう。総額は三、五〇〇円余。歳入の約九割は村税収入である。この時期の村税は、土地に賦課される地価割・各戸に賦課される戸数割・商工業者に賦課される営業割から構成される。長陽村では村税のうち、何と戸数割の比率が八割を超えている。<sup>3)</sup>一八九一年(明治二四)の全国町村費目別割合を見ると、地価割が二七・一%、戸数割が三二・一%であるから、<sup>4)</sup>長陽村の戸数割の比率の高さは突出している。

戸数割の高さを裏返せば、地価割の低さが指摘できる。長陽村は耕地面積が小さいうえに田より畑の面積が大きかった。<sup>5)</sup>乏水地が多く生産力も低かったし、地主による土地集積もさほどすすんでいなかった。さらに村有財産もないうえに、農業以外の産業も未発達だったため、営業割の比率も小さい。国と県からの交付金は、合わせても一%にも満たない(明治二七年)。こうしたことから、戸数割が突出することになる。戸数割は財産などを考慮して二四等級に区分して徴収されたが、人頭税的性格が強いことから逆進的な性格を持っている。全国的な傾向としても、次第に地価割の比率が低下し戸数割のそれが上昇してゆく。戦前の税制は低所得者の負担がより大きかったが、長陽村のような零細な農村の場合、その傾向はさらに明瞭となる。

長陽村の明治中後期の予算規模を年ごとに追ってみると、次第にその規模が拡大していくことがわかる。明治二八年度予算総額を一〇〇とした指数で見ると、明治末の明治四四年度の予算規模は三四五で三倍以上。物価を考慮した指数でも二二四である。村の予算は、わずか一六年間で二倍以上の膨張。日清・日露のふたつの対外戦争を経験するこの時期、国民の負担も増え続ける。こうなっていると、当然、「村税欠損」(「村税未納」という事態が生じてくる。要するに村税を負担できない村人が増えてくるのである。<sup>6)</sup>例えば、明治三五年には八一五四余の未納が出ており、これはこの年の村税収入の一割を超えている。明治三十年代になると、長陽村会でもしばしば「村税欠損」が問題となった。村もたびたび「欠損」の調査を行っている。村

税欠損の大部分が戸数割であつて、理由は「赤貧」「行商不明」「財産なし」がほとんどである。『長陽村誌』の「諸税滞納者ノ有無」の項には、次のようにある。「本村ハ従来諸税滞納スル者僅少ナリシガ、近年ノ凶作日金融通迫等ニヨリ、卅四年度中ニ於テ督促状ヲ交付セラレタル者三百戸、滞納処分ヲ受ケタル者貳百戸以上ニシテ、之ヲ三四年前ニ比シ、頓ニ增多ヲ見ルハ實ニ寒心スベキ現象ナリトス」と。この時の長陽村の戸数は五五〇戸であつたから、実に半数以上の家々が村税の督促状を受け取つたことになる。この時期、村には村民から「戸数割の賦課等級を下げてほしい」という「訴願」（戸数割の減額要求）がしばしば提出された。村会で審議しているが、いったん確定した戸数割等級が村会で変更されることは、まずあり得なかつた。

以上、村会議事録によつて山間地の「明治のむら」を概観した。われわれは、町村会議事録からその町村の特徴とともに戦前の町村の一般的なありようも読みとることができると信じている。

### おわりに

筆者は、『長陽村史』の前に新しい『緒方町誌』（平成一三年刊）の編纂に加えていただいた。明治期を担当したが、残念ながら現在緒方町に属する村々の戦前の村会議事録を手にすることはできなかった。昭和九年刊の『緒方村誌』では明治二二年以降の「町村制実施以降旧緒方村歳出表」ほかの資料が掲載されていることから、おそらく村会議事録を使用したであろう。同じように、昭和三三年刊の『続緒方町誌』の第一編「旧緒方町誌」にも昭和九年以降の緒方村の費目別歳出表がある。これらの表自体は貴重なのであるが、細かい分析には村会における予算審議の記録や議事録に含まれる予算表の細かい内訳が必要である。今となっては、どの時点で議事録が失われたのか、または行方が分からなくなったのかは不明である。ただ残念なことは、新しい『緒方町誌』では戦前の村の財政分析を行うことができなかった、ということである。

本稿で何度か「明治のむら」という語を使っているが、これは学生時代に読んだ大津美津子『明治のむら』を意識している。

そんなに遠くの時代でないのに、明治のむらのイメージを作れないでいた私は、『明治のむら』を読んでまさに「目からうろこ」の思いであった。大津の著書は、「議事録」が村の行財政について、実に豊富な情報を提供してくれることを示していた。

以前、大分県近世史研究会で耳にしたのだが、大分県内のある町（すでに合併し、新市に属している）の役場には、明治以来の議事録が庁舎の階段の踊り場などに置いてあるという。現在は、地元の郷土史研究グループの方々が、廃棄されたりしないように見守っているという。しかし、合併による庁舎の整理などという事態に、どのように対処すればよいのか？、また対処できるのか？。新市誕生の陰に埋もれてしまいかねない公文書群を、後世に保存していく手だてを、いま真剣に考える必要があるだろう。

## 【注】

(1) 「町村制」以前の戸長役場関係の公文書は、ほとんど残されていないが、それはやはり「町村制」の際の合併時に失われたものと推察される。

(2) 明治三六年に作成された『阿蘇郡長陽村是』によれば、人口は二九六〇人となっている。

(3) ただしこの年は、南郷（南郷）道路建設費も戸数割に加えて賦課している模様で、戸数割が特に高くなっている。しかし、明治中後期を通じて、長陽村では戸数割の比率は約七割前後で推移している。

(4) 大津美津子『明治のむら』教育社、一九七七年、一七八ページ。

(5) 『阿蘇郡長陽村是』によれば、田二五二町余、畑は倍以上の五八七町余である。

(6) 物価指数は『数字で見る日本の一〇〇年』（国勢社、二〇〇〇年）の平均物価指数を利用した。

(7) 日露戦争後に地方改良運動が全国的に展開されるのは、この疲弊した町村をたて直し、税金を安定させるためであった。

(8) 本稿では紙幅の都合上、村の歳出については触れなかった。詳しくは『長陽村史』（平成二六年三月刊）を閲覧頂きたい。

(9) 緒方村長波多野政男編纂、緒方村役場発行。社寺、旧蹟、人物伝、地誌などが中心の戦前の町村誌の中では、資史料や数値データを多く収録しており、すぐれた村誌に仕上がっている。なお本書は、昭和七年、緒方村と南緒方村が合併した直後に編纂されている。

(10) 本書は、昭和三〇年に緒方町、長谷川村、上緒方村、小富士村の四か町村が合併して新緒方町が成立後に編纂された。構成は、四つの旧町村の「町村誌」を集めたかたちとなっている。